

シンポジウム「刑罰制度改革の一環として死刑廃止を考える」報告

日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 大川哲也

1 はじめに

2020年10月29日、法制審議会は、少年法における少年の年齢と犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備、この2つに関する答申を発しました。答申は、後者について、「犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、別添2の「要綱(骨子)」に従って法整備その他の措置を講ずるべきである。(中略)別添2及び3に記載された制度及び施策は、(中略)罪を犯した者の改善更生及び社会復帰に有効に機能することが期待されるものであるから、それ自体としても、再犯防止対策の観点からその整備及び実施が推進されるべきである。」としました。そして、別添2の「要綱(骨子)」においては、懲役と禁錮を単一化して「新自由刑」とし、「新自由刑に処せられた者には改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるものとする。」としています。

この新自由刑が創設された場合、刑法典から「懲役」の文字が消えます。新自由刑の目的は上記のとおり「改善更生」に向けられており、刑罰については、懲罰的な側面よりも、改善更生という側面が強調されるといえるでしょう。この点、死刑という刑罰は、改善更生という側面は全く認められないことから、新自由刑の創設を足掛かりに、死刑廃止に向けた活動を展開していく必要があります、また有用であると考えています。

このような観点から、当連合会は、「刑罰制度改革の一環として死刑廃止を考える」と題したシンポジウムを企画し、4月12日に開催いたしました。後に記載いたしますが、当日は、立憲民主党の本多平直衆議院議員からオンラインで、社会民主党党首の福島瑞穂参議院議員、「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」会長の自由民主党の河村建夫衆議院議員、日本共産党の清水忠史衆議院議員(発表順)から、会場でリアルのスピーチを頂戴するほか、立憲民主党の近藤昭一衆議院議員にもご臨席賜りました。また、多数の国会議員の方々からメッセージも頂戴いたしました。

2 基調講演

元法務省人権擁護局長・矯正局長であられた名執雅子氏をお招きして「新自由刑と今後の展望」と題するご講演等を頂戴いたしました。以下、概要についてご報告

いたします。

- (1) 「新自由刑」に関する法改正が実現した場合には、刑事施設の処遇が答申の趣旨を実現しなければなりません。名執氏からは、冒頭で、法務省において、これまでもその素地が作り上げられてきたこと、及びその経緯についてのお話がありました。

名執氏は、平成17年から18年にかけて行われた監獄法改正以降の動きにより、懲役刑の処遇の実質は刑務作業を行わせることにとどまらず、改善指導等の教育的処遇を意識的に行うものとなったということに言及されるとともに、今後新自由刑の創設という刑罰制度の改正がなされた場合、刑事政策として実効性を上げられるのかは、監獄法改正以降の矯正処遇がどのように進展してきたかが大きな意味を持つ、と指摘されました。監獄法が改正されて十数年となりますが、名執氏は、「さらなる改善の余地はもちろんあるし、様々な指摘もある」とされながらも、この間に矯正実務では様々な進展があったことを知ってほしい、矯正という仕事が被収容者と向き合う対人業務である以上、様々な葛藤を抱えながら行われていること、また法律論や手続論だけでは割り切れない「答えの出ない問い」に日々向き合わされていることも感じてほしい、と述べられました。

- (2) その上で、監獄法改正以降の矯正処遇の進展について、新自由刑における矯正処遇の方向性を考えるため、4点に分けてお話がありました。

- ① 一つ目は、「改善更生・社会復帰の理念が改善指導の充実につながった」ということです。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事収容施設法・日弁連は刑事被収容者処遇法と呼称）第30条は、受刑者の処遇の原則として「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と規定しています。この処遇原則は、まさに受刑者の自覚、意欲の喚起がポイントになる、ということです。名執氏は、当時、改善指導のシステム作りとプログラムの策定に携わっておられ、短期間のうちにたいへんな作業をしなければならず、非常に苦勞されたということです。途方に暮れるような場面もあったようですが、平成17年5月に監獄法が全面的に改正されて、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（受刑者処遇法）¹が成立したことを契機に、法律

¹ 平成17年5月18日、監獄法が全面改正され「受刑者処遇法」が成立した（平成18年5月24日施行）。次いで、未決拘禁者及び死刑確定者の処遇について法改正が行われ、平成18年6月2日、受刑者処遇法と合わせて刑事被収容者処遇法（刑事収容施設法）に改められた。

の趣旨を実現しようという機運が高まり、職員の間からアイデアや工夫が次々と提出されるようになったそうです。「法律が変わる」ということは雰囲気を一変させることを実感し、感動された、ということでした。

各プログラムの策定については、外部専門家の知見に基づく標準的なプログラムを整備して、各施設の対象者の特性を踏まえた「実践プログラム」を実施するという枠組みとなり、これが特性に応じた処遇の実現、各刑事施設の創意工夫の喚起に繋がったということです。代表的なものとして、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、等について紹介がなされ、特に性犯罪再犯防止指導については、対象者の調査を綿密に行って受講項目を各々に決めて、対象者をプログラムの受講施設に移送してまで行う、そして効果検証を積み重ねる、という、当時にしてはこれまでにない新法の趣旨に沿ったプログラムとなった、というお話でした。

また、専門家の育成については、外部者専門家の登用の重要性についてご指摘がありました。刑務官だけが働いていた刑務所に教育や心理や福祉の専門家が少しずつ増えてくることで、組織に多様性が生まれ、個々の受刑者の処遇・教育についてフラットな関係で議論できる雰囲気となった、ということでした。

② 二つ目は「開かれた矯正、外部との連携」ということでした。

情報公開と外部の目を入れるという意味で、定期的な公表が行われるとともに、視察委員会制度が入り、施設内処遇から社会内処遇につなげる仕組み、各種支援の枠組み、が育った、ということです。

たとえば、「司法と福祉との連携」については、「罪を繰り返して刑務所の入出所を繰り返す知的障害者が刑務所の中にいた」という外部の「気づき」から、各都道府県における地域生活定着支援センター特別調整の創設に繋がり、また就労支援についても、多くの協力者が「出所者には仕事が必要だ」という認識から、刑務所の中で採用面接をするようになったということです（今は当然のように行われています。）。実際、法改正直後の平成18年には刑務所の中で仕事が決まる人の数はわずか28件でしたが、平成30年には1264件にまで増加した、ということです。

民間のアイデアやノウハウが取り入れられた各種プログラムは、PFI刑務所²で進展した、ということです。例として「パピープログラム」（盲導犬の子

² PFIとは「Private Finance Initiative」の略称で、「民間資金活用による社会資本整備」などと翻訳される。半官半民の矯正施設であり、日本初のPFI刑務所は山口県的美祢（みね）社会復帰促進センターである。

犬を受刑者が育てるプログラム)が挙げられ、高齢受刑者が犬との別れを惜しんで涙を流しながら「この子に恥じない人生をこれから送っていきたい」と述べていたことが紹介されました。人間性の回復という意味でも大きなプログラムではないか、と述べられました。

③ 三つ目として挙げられたのは、「被害者の視点」です。

人の心身に重大な被害をもたらした凶悪犯に対する処遇、教育の在り方を検討するために、監獄法改正の前年、平成16年に被害者の視点を取り入れた教育研究会が開かれました。改善指導の中身として「被害者の生の声」というものをどのような形で矯正施設の中で受刑者に伝えていくか、という議論がなされたそうですが、以降、この視点が矯正処遇運営全般に入ってきた、ということです。

名執氏は、ある犯罪被害者の方の「犯罪被害者は、加害者に刑罰を科して辛い思いを味わってほしいと思うのは当然である。ただ、一方で刑務所から出てくるときには更生していて、二度と自分と同じような被害者を生まないでほしいと思っているのだ」という言葉が忘れられない、ということです。この「両面の思い」が矯正処遇に突きつけられた大きな課題と思った、ということです。

「矯正とは、答えのない問いに向き合う非常に難しい仕事である。犯罪のなくなる社会において『謝罪』とは『償い』とは何か、『許し』はどうしたら得られるのか、何をもって加害者の『真の立ち直り』といえるのか、という、社会や人間にとって非常に根源的で難しい問題を、加害者側・被害者側双方から考え続けなければならない意味のある仕事なのだ」ということを実感されたそうです。

④ 四つ目として、「地方公共団体との連携」についてお話がありました。

出所者の社会復帰後の安定した生活のためには、福祉、住居、医療、就労などにわたる地方自治体の各種施策・対策との連携が必要ですが、地方自治体においても安心・安全な地域社会をつくるために、地域の再犯防止そのための出所者等の更生支援という発想で、国とともに再犯防止施策、各種支援に取り組むことになった、ということです。

そのためには、地域社会における出所者に対する偏見・疎外の問題にも向き合わなければなりません。この点、出所者への差別・偏見は、たとえばハンセン病患者、女性、外国人、LGBTなどへの偏見・差別とは少し異なっている、というご指摘がありました。これらの差別については、誰もが「いわれなき差別」ということで、「許せない」という怒りを持って捉えることができますが、

出所者への差別については、本人の過去の行状に起因していることから、必ずしも「いわれなき」とは言い切れないという側面がある、という点です。その意味で、この克服は、「誰一人取り残さない矯正社会」を創っていく上で最も難しい社会課題の一つだと思う、ということでした。

以上の4点の努力の結果、「出所者の2年以内再入率」について、平成21年度においては約20%だったものが、平成30年度に約16.1%まで減少したということです（平成21年当時、「10年間で16%に下げる」という目標が設定され、これがほぼ達成されたということです）。そして、ちょうど10年目を迎える節目に、刑事政策が新たな次の目標に向けて、「新自由刑」の議論が進むということは、矯正実務、矯正処遇の進展、つまり刑事政策の進展に向けて非常に意義深い、と総括されました。

(3) 次に、法制審議会における新自由刑を巡る検討課題について、お話が進みました。監獄法改正以降の矯正処遇の進展を踏まえた内容でした。

刑事収容施設法第84条は、受刑者には矯正処遇として作業を行わせ、並びに改善指導及び教科指導を行うと定めており、矯正処遇の中身として、作業と並列して改善指導と教科指導が記載されています³。この点、「新自由刑」を設ける意義は、刑事政策の観点からすれば、より柔軟に個別の必要性に応じて改善更生のための矯正処遇を組み立てられるようにすることを目指すものだ、というお考えが述べられました。そして、処遇のさらなる充実に向けて、刑法が改正され⁴、よ

³ 刑事施設収容法第84条

1 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三条及び第百四条に規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

⁴ 刑法第12条

1 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、1月以上20年以下とする。

2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。

り柔軟に矯正処遇の組み立てができるようになれば、成長過程にある若年受刑者の処遇についても、その特性・必要性を考慮した処遇原則を明確化した上で充実できるのではないか、ということでした。

また、「被害者の視点」が矯正処遇によって不可欠になったことは前述しましたが、被害者の心情等を聴取して伝達し、矯正処遇に取り入れていくことが求められており、このテーマについても、前述したような「法律が変わると、本気になって処遇の枠組み・実質を変えていこうとするパワーが現場施設にも職員にも生まれる」ということが、新自由刑の創設においても期待される、というお考えが示されました。

さらに、法制審議会における具体的な議論状況について紹介がありました。たとえば、「改善指導」については、「強制力をもって人の内心に干渉しすぎてはならない」という意見があるそうです。人の内心は指導によっても容易に変わらない、という苦慮があり、対象者をその気にさせる、その気を起こさせる⁵、「心から申し訳なかった、これから前向きに生きていく」という気にさせるところまで持っていくのが矯正職員としては最も苦勞するところだと思う、という所感が述べられました。

その他、現行の作業報奨金の取扱いや職員体制を含む処遇実施体制の充実等についての意見も紹介され、各種指導の強化、個別の特性に応じた指導の充実に努めてきた矯正の十数年を振り返りつつ考えると、この新自由刑の創設は、拘置して所定の作業を行わせると規定した刑法のもとで行ってきた矯正処遇の内容や組み立てを、より個別的な特性、必要性を考慮したもの、かつ柔軟なものにしていく、というお考えが示されました。

そして、そのことは、刑事政策として再犯防止の成果を目に見える形で築き上げていかなければいけないという難しい課題を、さらに矯正処遇に厳しく突きつけるものと思っている、と総括されました。

(4) 最後に、矯正実務における展望についてお話がありました。4点に整理されました。

① 一つ目は、「立法理由と必要性、方向性に社会の共通認識が必要」ということです。

国民の多くは、刑法や刑事政策、刑事施設の処遇についてあまり関わりたく

⁵ 刑事収容施設法第30条（受刑者の処遇の原則）

受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

ないし、関心を持つことも少ないと言えます。したがって、今回の改正が、より安心・安全な地域社会を作り上げることにつながっているという理解を促すために、周知・広報により努めなければならない、というお考えが示されました。そのこと自体が、前述した出所者に対する差別や偏見をなくしていく啓発活動と重なっていく、ということです。

- ② 二つ目は、「若年受刑者処遇には育成と再犯防止の観点から、内容・方法の工夫が必要である」ということです。

少年院処遇は、健全育成の理念のもと、矯正教育の内容・方法を構築して実施できてきたが、新しい若年受刑者処遇についても、このような知見を引き継ぐだけにはとどまらない内容・方法の工夫が期待される、というご意見です。自分の問題に直面すること、罪を犯した事実や被害者のこと、それまでの生活、これからの生活等を考えさせられる場になるだろう、というお話でした。

- ③ 三つ目は、「社会復帰支援の充実が作業や各種指導の改善につながる」ということです。

各種社会復帰支援が外とのつながりを増やし、刑事施設内の矯正処遇の内容・方法のさらなる広がりをもたらすことが期待され、刑務所内だけで完結するような作業・改善指導では駄目だ、というお考えが示されました。

- ④ 四つ目は、「処遇は被害者の視点から見ても妥当でなければならない」ということです。

前述した被害者の「両方」の視点を取り入れた教育の内容・方法もさらに進展が求められる、というご意見でした。

- (5) 以上のような基調講演の後に、当本部の小池振一郎副本部長をコーディネーターとして、質疑応答がなされました。代表的なやり取りの概要について、ご報告いたします。

(小池) 刑事被収容者処遇法84条では、受刑者には矯正処遇として作業を行わせ、並びに改善指導及び教科指導を行う。となっているが、この法改正によって、矯正処遇としては、作業と改善指導・教科指導が同じレベルになったということか。

(名執) 作業と改善指導の関係は、刑事収容施設法においては並列、同一レベルで位置づけられたということである。ただ、刑法に懲役刑として作業が刑の内容であるとされて、大多数の受刑者の大半の時間というのは作業にあてられているのが現状である。それでも、性犯罪者処遇とか高齢・障害者に対する治療的なプログラムなどは、バラエティが出てきたということだと思う。

- (小池) 矯正処遇というのは監獄法改正によって義務化されたといえるか。
- (名執) 刑事収容施設法103条⁶は、刑務所長に受刑者に対する改善指導を行うものとする旨定めている。処遇の原則を定めた同法30条に照らして、自覚に訴えて意欲の喚起と能力の育成を図るためにこれを行っていくということで、それが計画的にこれを受刑者に受講させることが課されたということであると考えている。
- (小池) 監獄法改正の際、日弁連は、施設内処遇と社会内処遇をできるだけ一つにつなげることを要求したが、ヨーロッパの刑務所では、施設内のソーシャルワーカーが、釈放された後も対応していた。
- (名執) そのような手法は、対象者にとって安心感と希望を与えると思っている。日本では、実現に向けて途上とは思いますが、今も実務上で、出所後の具体的な雇用を想定して企業側が職業訓練の指導に携わるとか、女子の依存症の回復支援センターでは、出所後もその施設で生活することを想定して薬物依存回復施設の方が指導に来る、などという工夫は出てきている。個人的には、単体の就労や治療の回復だけではなくて、福祉、医療、教育、住居、経済的手当など、より包括的な個々の対象者の必要な支援を、在所中から再犯防止推進法のもとで自治体の担当者と一緒に考えていく、などといった自治体との連携を考えていく仕組みを構築するのが課題と思っている。
- (小池) 監獄法改正について外部交通の点で改善されたか、であるが、法律で明記された「社会復帰に資するもの」⁷が実際に実践されているか。
- (名執) 刑事収容施設法によって外部交通の対象とか回数は緩和されたし、電話による通信も認められるようになった。ただそれが真の意味で実現されているかといえば、課題はあると思う。社会復帰支援が活発に行われるようになるにつれて、それに資する外部交通になっていくという考え方は必要だと思う。収容人員が減ってきたこともあり、これまでなかなか対応できなかった部分、たとえば引受けとか就労や出所後の生活に関わる人たちの面会が、もう少し長くできないかという要請などに柔軟に対応していく必要があるだろうと思う。

⁶ 刑事収容施設法第103条第1項

刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

⁷ 刑事収容施設法第110条

この節の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第四百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

(小池) 法制審の答申に関わる新立法についてであるが、改善更生、社会生活に適應する能力の育成の点は、新立法についてどのようになっているのか。

(名執) 新立法の目的としては、犯罪者に対する処遇を一層充実させるためという刑事政策上の要請があつての法制審の答申である。実質的にその処遇は改善更生と円滑な社会復帰を図るためのものであつて、そのために必要な処遇を行うことができるものにしたい、というのが目的だと思つている。改善指導のために、作業も改善指導も同列であるということは刑事収容施設法で明らかにされているが、それをより明確化して実効性のあるものに変えていくために魂を入れるためのものだと思ふ。受刑者の処遇の原則を実効ならしめるための新自由刑だと思つている。

(小池) 「諮問第103号に対する答申案」の「自由刑の単一化」要綱(骨子)においては、「新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。」とある。これは監獄法改正の延長にある作業と指導が並列という理解だと思ふが、「又は」という表記について、「作業は行わせなくてもいい、指導だけでもいい」と解釈できると思ふが、いかがか。

(名執) 刑事収容施設法で目指していた矯正処遇は、結局、刑法に作業ということが規定されているがために、この人は改善指導だけが必要なのだと、とか、職業訓練はやるかもしれないけれども作業はいいのだ、などという人が仮にいたときに、それを許さないものであつたと思ふ。しかし、今後若年受刑者などで、この人は職業訓練と改善指導と教科指導が必要だとなれば、文言上はそのような処遇も選択できるということなのではないかと思ふ。それが自由度を広げるといふことだと思ふ。

(小池) 新自由刑の中には無期刑も明確に入っているが、無期刑の場合でも同じことが言えるか。

(名執) ここはまだ検討中のようだ。

(小池) 自由刑の単一化の、そもそもの目的は何か。

(名執) 自由刑の類型としての区別に意味が薄くなつてきた。禁錮受刑者の多くはみずから作業を申し出て行つていくという実態もあるということで、禁錮の意味合いも乏しくなつていくということだと思ふが、今の議論の中からは、受刑者の改善更生を図るために、特性に応じて作業以外の矯正処遇をより柔軟に行えるようにすべき、ということなのではないかと思ふ。

(小池) 死刑に代わる終身刑を日弁連では考へているが、それについてはどの

ように考えているか。

(名執) 現在の改善指導でも、新自由刑となってさらに矯正処遇の充実が図られるとしても、矯正処遇の本質は対人業務にあると思う。反省や更生の気持ちは、人に関わる働きかけによって、次第に芽生えてくるものだと思う。日々の処遇を担当している矯正の立場から述べると、社会復帰の希望のないような終身受刑者に対して何らかの働きかけをして、被害者の思い、つまり「加害者には苦しんでほしい。でも、自分の罪にも向き合ってほしい、反省もしてほしい、謝罪の気持ちに立ってほしい」などという両方の思いに応えていく難しさというのは、対人業務としては非常に大変だと感じている。針の先ほども社会復帰のない終身刑になったとしたら、非常に処遇は大変だろうなということは述べておきたい。

(小池) 日弁連は、終身刑の場合でも、ごく例外的に減刑するシステムを考えている。終身刑の場合に、そもそも社会復帰の理念が妥当するのだろうか、どのように考えるべきか。

(名執) 社会復帰の望みが全くない終身刑というのは、受刑者に相当の絶望感を与えるので、受刑者自身の精神状態の安定を図りながら、寿命を全うするまで処遇すること自体に、現行の死刑囚の処遇とほぼ同様に多大な困難を伴うということは想定されると思う。ほんの針の先ほどの希望でもあるならば、わずかでも社会復帰の可能性があれば、矯正の側はそこに長い働きかけと、対人業務を通じて自分の罪に向き合うという被害者の思いに応え得る処遇を行うことになるのだと思う。その先には社会復帰の理念も妥当するかもしれない。

3 特別講演

甲南大学法学部教授の笹倉香奈氏に、「アメリカの死刑制度の今後」と題した特別講演をお願いしました。アメリカは、昨年行われた大統領選挙により政権交代が起こり、社会制度の変容に注目が集まっています。アメリカは死刑制度を存置する国家の一つですが、死刑制度についても今後どのように変わっていくのかということ等について、ご講演をいただきました。

当日は大きく3点についてのお話でした。アメリカの死刑制度を巡る議論の特色、2016年以降の5年間にアメリカで起こったこと、アメリカの死刑制度の今後について、です。以下、順次、概要をご報告いたします。

(1) アメリカの死刑制度を巡る議論の特色

死刑が世界の中で存置国、廃止国であるが、法律上、事実上の廃止国は142か国、このうち全ての犯罪に対して死刑を廃止している国は106か国、一部の犯罪に対する廃止国が7か国、事実上の廃止国が29か国、という状況である。これに対して存置国は56か国で、7割以上の国が既に死刑を廃止している。

この存置国のうち2019年に死刑を執行したのは日本とアメリカを含む20か国のみである。アメリカと日本は「死刑を存置し、執行する」という数少ない国のうちの2つということだが、その議論のあり方の相違は非常に大きい。

最も大きな相違点は、アメリカでは「死刑は特別である」という考え方が支配的であること、である。死刑は他の刑罰とは質的に全く異なる。すなわち、行為者の人格や更生を否定するものであり、いったん執行されると取り返しがつかない。アメリカでは、これを正面から認めている。そのため、死刑事件については特別な手続が保障されなければならない、いわゆるスーパー・デュー・プロセス（超適正手続）が定められているのがアメリカの特色である。これは1972年のファーマン判決、1976年のグレッグ判決、そしてそれ以降の連邦最高裁判所の判例において、一貫して判断されてきた内容である。

その内容としては、少年や知的障害者に対する死刑は禁止する、減軽事由の存在に死刑を回避できる道を死刑事件の被告人に与える、死刑事件においては特に量刑についてより高度な手続保障を必要とする、などに加え、死刑相当犯罪とそれ以外の犯罪を検察官による起訴段階で区別する、死刑事件については事実認定の審理と量刑の審理が二分され、いずれにも陪審が関与する、陪審の評決は全員一致とする、被告人側は減軽証拠を無制限に提出することができる、死刑弁護は必ずチーム制をとらなければいけない、などといった手続保障が取られている。こうすることによって、死刑事件の審理コストが高額化した。すなわち、税金を用いて、非常に高い費用をかけて死刑事件を審理しなければいけない、ということになった。

アメリカでは1990年代以降、DNA鑑定によって、現在では375人以上の冤罪が晴らされた。このことによって、人間は誤る、裁判は誤る、ということが科学の力で明らかになった。冤罪を起こしてしまうような信頼性のない手続で死刑を言い渡していいのか、という考え方が社会に行き渡るようになった。さらに、信頼性のない手続のもとで残虐な執行をしてしまうような死刑を存置していいのか、しかも死刑手続には非常に費用がかかるということもあり、本当に実効性があるのか、ということが問われ、世論が変化し、死刑が衰退していくというような構造が、1990年代以降、特に強く見られるということになった。

(2) アメリカの死刑について何が起きているのか

1996年に死刑判決を言い渡された人の数は315人だったが、2016年には49人に減じた。さらに、2020年には18人に減じている。さらに、死刑を執行された人であるが、1970年代では1998年に98人という最も多くの死刑執行が行われた。これが、2015年には28人に減じた。2020年にはさらに17人に減じている。このように、死刑判決の数、死刑執行の数が、ともに激減している。

また、現在の死刑廃止州は50州中23州である。ここ5年で五つの州が死刑を廃止した。2016年にはデラウェア州、2018年にはワシントン州、2019年にはニューハンプシャー州、2020年にはコロラド州、そして今年に入ってからバージニア州が死刑を廃止した。さらに、州知事によって死刑の執行を停止するモラトリアム宣言が出されている州も、2011年以降には5州ある。このうち2州では既に死刑を廃止したので、現在執行停止している州は3州（オレゴン州、ペンシルベニア州、カリフォルニア州）である。このほか、オハイオ州は、条件付のモラトリアム宣言(非公式的なモラトリアム宣言)を行っている。

残りの存置州であっても、実際に死刑を執行している州は非常に少ない。アメリカの50州のうち過去10年間死刑執行のない州は、廃止州も含めると34州ある。2020年に死刑を執行した州は、5州しかない。2020年、連邦政府が大量に死刑を執行した、ということはあったが、各州の状況を見ると、死刑執行はかなり減っているということになる。

では、どうやって死刑を廃止したのかであるが、政治主導で廃止が行われている例が多い。州議会による立法で廃止した州が7州、最高裁の違憲判決で廃止したのが2州、すなわち多くの州では州議会による立法で死刑を廃止している。

最近の死刑廃止州を見ると、ニューハンプシャー州では、議会主導の廃止が行われた。2018年、州議会において死刑廃止法案が可決されたが、州知事が拒否権を行使した。さらに、2019年に死刑廃止法案が可決され、この際も州知事が拒否権を行使したが、議会において拒否権を覆すに足りる数の票が集まって死刑廃止に至った。コロラド州でも議会主導の廃止が行われた。最後の死刑執行は1997年で死刑確定者は3人、非常に少なかったところ、ようやく2020年に死刑廃止法案が可決され、死刑が廃止された。

今年、死刑廃止をしたバージニア州であるが、同州は伝統的に非常に保守で、いわゆる「ディープサウス」と呼ばれる州の一部である。そこでも死刑が廃止されたことは、非常に衝撃的だった。特に、バージニア州は全米一の執行率の高さ

で、執行人数はテキサス州に次いで2位という、極めて死刑を多用してきた州であった、このバージニア州でなぜ死刑の廃止に至ったのかというと、指摘されている最も大きな原因は、「弁護士が頑張ったから」ということだと思う。すなわち、バージニア州では、2002年から2003年にかけて、地域ごとに死刑事件の弁護事務所を設立した。その後、死刑事件弁護が飛躍的に向上し、その結果、2011年以降はそもそも死刑判決が言い渡されていない。そして、2021年2月に死刑廃止法案が可決され、3月に知事が署名したことによって死刑が廃止された。このような中で、検察官が死刑廃止するように呼びかけるなど、最近のアメリカの死刑廃止議論を見てみると、必ずしもリベラルの立場からだけではなくて、保守であるとか検察官であるとか、あるいは矯正の職員であるとか、そういう方々からも死刑廃止の声が上がっているという特色もある。これらのことが、他の南部の州はじめ、死刑を存置している州に与える影響は非常に大きいと考える。

このように、そもそも死刑が言い渡されない、執行もされない、そして死刑廃止が加速している背景にあるのは「世論の変化」がある。そもそも死刑が道徳的に許されるのかという質問に対して、2020年6月のギャラップ社の調査によれば、54%が道徳的に許される、40%は道徳的に許されない、ということであった。2006年には、許されるが71%だったので、かなり減じたといえる。また、「そもそも死刑に賛成か反対か」という問いに対して、2020年9月の段階で、55%が賛成、43%が反対と拮抗してきている。1990年代では死刑賛成が80%であったのが、25%も減じたことになり、死刑の衰退が加速しているといえる。

他方、トランプ政権下においては、連邦政府が死刑を激しく運用する状況が生じた。何が起きたのかというと、一つ目は、連邦最高裁の判事の構成がトランプ政権の下、保守派優勢に転換し、最終的には9人の最高裁判事のうち6人が保守派、3人がリベラルという分布になった。2016年ころまでは、「連邦最高裁が死刑について一律の違憲判決を出し、死刑廃止がされるのではないか」という見立てが優勢であった。多くの州が死刑を廃止し、これが過半数を超えたら、そもそもアメリカで死刑は望ましい刑罰ではないという考え方が強くなり、連邦最高裁が違憲判決を出して一律に全面的に死刑を廃止するのではないかという見立てである。しかし、現在の連邦最高裁判事の状況では、なかなかそれが難しくなってしまったと思う。二つ目は、16年間、死刑を執行していなかった連邦政府が、2019年7月のプレスリリースで、突如、死刑執行を再開すると宣言し

た。そしてその後、死刑執行について訴訟が続いて、一旦は執行の差し止めも行われたが、2020年7月の3名を皮切りに、最終的には13名の死刑が執行された。

では、このような状況は続くのか、ということであるが、これからは変わると考える。バイデン大統領は既に政策として様々な刑事政策に関する改革を呼びかけており、刑事司法制度を改革するためのエビデンスに基づいた総合的な法案「SAFE Justice Act」を直ちに成立させるということを2019年の段階で宣言していた。さらに、犯罪を防止し、全ての人に機会を提供する。人種による格差をなくし、公正な判決を確保する、セカンドチャンスを提供する。そして暴力をコミュニティにおいて減らす、そして被害を受けた者を支援するという、広い意味での刑事政策の中に「死刑を廃止する」という一節がある。

元来バイデンは死刑存置論者であった。1994年の悪名高い連邦の「暴力犯罪取締及び法執行法」は死刑犯罪を拡大し、三審法を導入し、必要的最低刑を作るという厳罰化法だったが、これを起草した一人がバイデンであった。しかし、その後バイデンは考えを変えて、2020年の討論会において、これが誤りだったと言及している。

さらに副大統領になったカマラ・ハリスは、検察官出身だが、死刑廃止論者であって、地区検事時代には死刑の求刑をしなかった。そのことを宣言して、しかも実際にも求刑しなかったのである。トランプ政権の下、連邦政府が死刑を再開したとき、カマラ・ハリスは、自身の死刑に対する立場をウェブで表明した。概要は、「死刑は差別的で不可逆的であって効果もない。納税者の税金の無駄遣いである。だから私は法執行官として死刑には反対してきた。死刑は不公正に適用されているし、税金の無駄遣いである。さらに、多くの無実の人が死刑を言い渡されてきているが、無実の人を一人たりとも殺してはいけない。他の人間を殺害した者には迅速かつ重大な刑罰を与えるべきだが、死刑は国をより安全なものにはしない。政権は直ちに方向転換すべきである。」ということである。

したがって、現在のバイデン政権の下では、少なくとも、死刑の執行はトランプ政権のように行われたいと思う。

バイデン大統領が死刑廃止のためにできることとして、以下のことが指摘されている。死刑判決を追及しない司法長官を任命し、連邦裁判所において死刑の求刑をしないようにする、連邦の法域におけるモラトリアムを宣言する、そして死刑制度についての検証を行う、州の死刑執行についても取消の申立てが連邦にあったときには執行の停止を行う、執行室そのものを解体してしまう、恩赦キャン

ペーンを大々的に行う、このようなことがあり得るのではないかと思う。

(3) アメリカの死刑の今後について

連邦最高裁による一律的な死刑廃止が行われるかであるが、現在の最高裁判事の構成ではこれは難しいと思う。

しかし、連邦政府が死刑の執行を停止し、49人の死刑確定者の死刑を減刑する行政命令をバイデン大統領が発出する、ということは、あり得ないことではないと思う。連邦議会によって死刑廃止法案が可決される見込みについては、現在の連邦議会の構成からすると、少し読みにくいという見方もある。しかし、連邦議会が死刑手続の改正を行う、連邦の死刑犯罪の縮減を行っていく、ということは可能だと思う。また、州における死刑廃止動向の加速は間違いないと考える。

(4) 最後に

2019年、ハワイ大学教授のデイビッド・T・ジョンソンが、『アメリカ人の見た日本の死刑』という本を岩波新書から出した。日本が死刑を廃止するシナリオとしては二つの可能性があると言った上で、アメリカでの死刑廃止は日本の死刑廃止のきっかけになるのではないかと述べている。

しかし、政治的エリートが日本の死刑の廃止について主導しない限りは、廃止は実現されないだろうとも述べている。多くの保守派のリーダーたちが大量拘禁や死刑に反対するに至ったアメリカの状況を見ると、条件さえ揃えば日本でも改革が実際にもたらされる可能性があることが示唆されることも述べている。

アメリカの死刑制度が理想的だとは到底言えず、アメリカに学ぶべきだとも言えない。しかし少なくとも、最近の死刑制度の動き、縮減の動きについては学ぶべきところはあると思う。

政治が主導して現在の制度を改革しようとする動きについては、是非日本の政治家にも見習っていただきたい。少なくとも、日本が世界の中でますます特異な国になりつつあるということ、国際社会から見て非常に異常なことであるということ、これは自覚するべきではないかと思う。

4 国会議員からのメッセージ

冒頭に述べましたとおり、当日は国会議員にもリアルまたはオンラインでご参加いただき、スピーチを頂戴いたしました。概要をスピーチ順にご紹介いたします。冒頭にも述べましたとおり、本報告内容につきましては、当日の録音を確認するなどして正確を期しておりますが、要約等が発言された方の意図に合致していない可能性があることにご留意ください。

(1) 立憲民主党 本多平直衆議院議員

死刑の問題について取り組んでいること、福井宣言、京都 कांग्रेसと一歩一歩いろいろな機会を作って歩みを進めていることに、心から感謝と敬意を述べたい。

去年は、新型コロナウイルス感染症の感染状況のもとで、活動が制限されたが、その中でも、ヨーロッパの各国の大使館に何人かの議員で赴き、死刑制度について懇談する機会を持つなど、工夫をしながら活動を進めている。この問題に取り組んでいくときに、よく「世論が醸成されてから」ということを言う人もいるが、諸外国では、政治がリーダーシップを発揮して、この問題に取り組んだケースも多数ある。こうした動きが作れるよう、今後とも頑張っていきたい。日弁連はじめ関心のある方々には今後ともご協力をいただければと思う。

(2) 社会民主党党首 福島瑞穂参議院議員

日弁連が長きにわたり行刑制度や死刑制度について取り組んでいることに敬意を表す。名古屋刑務所事件を契機とした刑務所革手錠をなくし、そして法制度の検討会の中で監獄法の改正が実現した。刑務所の問題も P F I をはじめ、いろいろな改革が進んでいると思う。

先日、免田栄氏が亡くなった。免田栄氏らとともに、シュトラスブルクのヨーロッパ評議会に招待を受けて、死刑の問題について、オブザーバー・ステータスを持っている日本の国会議員、死刑廃止議員連盟の国会議員として発言したことはよく記憶している。ヨーロッパは死刑を廃止し、オブザーバー・ステータスを持っている5か国の中で日本とアメリカのみ死刑制度を存置しているが、これを何としても変えていきたいと思っている。死刑廃止議員連盟、国会の中に死刑が執行されたら抗議する議員連盟があることは大事だと思っている。さらに、「日本の死刑制度の今後を考える議員連盟」と両方で本当に力を合わせて死刑廃止に向かって頑張っていきたい。

バイデン政権が死刑廃止に向かうことを期待し、日本も一緒に死刑廃止ができるようにと思う。オーストラリアなどは、アジアの死刑廃止のために頑張っている。京都 कांग्रेसにおける日弁連のシンポジウムは非常に刺激的で前向きだった。日本の無期懲役は終身刑に近くなっているが、絶対的終身刑も人道に反すると考えている。全ての人が変わり得る、全ての人はこの社会で一緒に生きていける、ということを信じて一緒にやっていきたいと思っている。超党派で、与野党関係なく、人の命が大事、国家は人の命を奪う権利はない、という考えで一緒に頑張っていきたい。

(3) 自由民主党 河村建夫衆議院議員

「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」の会長を務めている。死刑制度について様々な意見がある中で、死刑制度を廃止する議員連盟を立ち上げることにについては、簡単に受け入れられないのではないかと、という配慮もあったと思う。そこで、「これからの死刑制度を考えよう」という形で、今は死刑廃止に反対だと思われる方にも入会していただいて、この問題をしっかり勉強しようということで、この議員連盟とした。

世論調査の結果、約8割は「死刑制度はやむを得ない」ということで、選挙を経る政治家にとってはプレッシャーになるというのが正直なところではある。しかし、世界の潮流は死刑廃止に向かっており、そうでないのは先進国の中で日本ぐらいであって、日本はこのままでいいのか、ということをしっかり考える時期に来ているのではないかと、それをどういう形で理解していただくかが課題だろうと思っている。

仏教界からも、死刑の問題について議連はどういう議論状況なのか話をしてほしいと求められている。仏教界に対して、むしろ宗教界や仏教界の方々が死刑廃止について一つの有識者としての役割を果たすべき、ということをかねてから述べていることもあるのだろう、と思っている。

フランスは死刑を廃止している。ミッテラン大統領の時代にマニフェストに死刑廃止を打ち立てた。リーダーが旗印を打ち立てて国民を動かしていったという話も聞いている。フランスのように、トップ主導でのやり方が日本で適しているのか、という思いもある。

釈迦の言葉には、「恨みをもって報いをしていけば、いつまでもやむことはない。恨みの心を捨て捨てなければならぬ。」というのがある。日本は、被害者に対する救済・支援の仕方が足りないという議論もある。今の状態では、日本では8割の数字で表れた人々の気持ちは変わっていかないと考えられ、難しい問題ではあるが、各界各層の有識者をはじめとして、国民に向かって、どうしたら死刑廃止に向かう気持ちになってもらえるか、ということを考えていかなければならない。我々国会議員もそのことを理解して、話し合う勇気を持たなければいけないと思っている。

まずは、世界の潮流の中で日本はこのままの状況でいいのか、という形で国会の中で多くの方に理解を深めていくのが議連の役割だろうと思っている。そのために一層努力していきたい。

(4) 日本共産党 清水忠史衆議院議員

日本共産党として、死刑制度はできるだけ早く廃止すべきということを政党政策でも掲げている。死刑は、更生や社会復帰の機会を奪うものであるし、誤判や重大な冤罪を防ぎ切れないのは明らかだと思っている。被疑者段階からの弁護人の立ち会いを認める、全ての部分の録音・録画、全面的な可視化、さらには、日本版司法取引制度の見直しや問題点の洗い出し、そして再審請求審における証拠開示のあり方など、誤判や冤罪をなくすメカニズムをしっかりと正していくことが必要である。このことなしに死刑を存置すれば、無実の人の命を国家が奪うという危険性を排除できない、これが最大の問題だと思う。

また、どのような形で死刑廃止を国民世論に迫っていくのか。私は、三つの角度があると考えている。

一つは、代替刑の創設である。仮釈放を認めない終身刑の創設が言われているが、全く針の先ほど釈放の希望のない受刑者に対する矯正や指導に難しさがあることについて、参考になるお話があった。仮釈放を認めるのかどうかの議論も含めて、死刑に代わる最高刑、代替刑の創設が必要だろうと思っている。

もう一つは、犯罪被害者支援を強化することにある。諸外国に比べて、特にヨーロッパや北欧に比べて、重大事件に巻き込まれた被害者や遺族に対する支援があまりに乏しいと思う。2004年、犯罪被害基本法が創設されたが、この基本理念には、途切れなく被害者遺族の方々に支援を行っていくと盛り込まれているが、実際には、とりわけ経済的支援が脆弱であり、国による立替制度、それを加害者に求償していくという新たな制度が、犯罪被害給付金に代わる制度として求められているのではないか、遺族被害者の心情をさらにしっかりと支えていくということが必要である。

最後は、憲法第36条は「公務員による残虐な刑罰及び拷問を絶対に禁止する」と定めている。絞首刑を合憲とする判例があるが、火炙りやさらし首や磔が残虐で、絞首刑だけが残虐でないということに合理性を見出すことはできないと思う。また、死刑制度がなくなることによって重大事件が多発するということの根拠やエビデンスは全くない。犯罪人引渡し条約等においても、日本に死刑制度があることで諸外国との関係もうまくいかない現状もあると言われている。政治の側から、党派を超えて大いに死刑制度を考えるという立場から発信していきたいと思う。

以上のスピーチのほか、以下の議員の方々からメッセージを頂戴いたしております

す（五十音順）。本当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

立憲民主党 阿部知子衆議院議員

立憲民主党 打越さく良参議院議員

立憲民主党代表特命補佐 逢坂誠二衆議院議員

公明党 太田昌孝衆議院議員

自由民主党副幹事長 鈴木貴子衆議院議員

立憲民主党 高木錬太郎衆議院議員

公明党 安江伸夫参議院議員

日本共産党 山添拓参議院議員

立憲民主党 吉田統彦衆議院議員

自由民主党 鷺尾栄一郎衆議院議員

5 問題提起「日弁連が死刑に代わる刑罰として提言する終身刑の処遇方法はどう考えるべきか」

日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の小田清和副本部長から、上記のテーマで問題提起がなされました。以下のとおり、概要を整理いたします。

日弁連は、死刑の代替刑として、仮釈放のない終身刑を提案している。また、例外的に仮釈放の可能性のある無期刑への減刑を、司法判断により認める手続制度を設けることも併せて提案し、その制度についても検討を進めている。その処遇問題についても、考察しなければならない。

刑事収容施設法で現在規定されているのは、仮釈放のある無期懲役囚までである。終身刑を設けるのであれば、刑事収容施設法においても何らかの規定を設けることが必要になってくる。この点を考えるためには、まず、無期懲役囚の現状を検討しなければならない。無期懲役については、法律上は10年で仮釈放が可能とされているが（刑法28条）、法務省の発表によると、平成21年以降は、平均の在在年数は30年を超えている。そのようなこともあり、現在の無期懲役囚は約1800人に上っており、高齢者も増加している。そのため、仮釈放で出所したとしても、家族がない人も少なくなく、復帰後の住所や仕事がないという問題もある。このようなことから、精神的な問題等もあり、処遇が非常に困難であるという報告もある。

とすると、無期懲役囚と終身刑受刑者を同じ矯正処遇の実施でいいのだろうか、という問題がある。社会復帰の可能性がない刑罰に対して、社会復帰のための改善指導・教科指導を行う矯正処遇の意味を見出すことができるだろうか、ということ

は、理論上の問題としても実際上の問題としても、考えていかなければならない。

処遇には、処遇目標を持たせることが必要だが、終身刑受刑者の当面の処遇目標を現場ではどう考えていくのか、も難しい課題である。日弁連案だと、減刑手続により無期懲役になる可能性があるので、処遇目標とすれば無期懲役刑の減刑を目標とする、そして無期懲役になって仮釈放を目標とする、というように2段階で考えていく、ということがありうると思う。また、最初から仮釈放を目指す、というのもありうる。

1912年の外国のものだが、2000人の終身刑受刑者に対する調査報告がある。3段階に分けてあり、1段階目は高度の興奮、深い鬱になってくる。2段階目は恩赦の希望があるということで行刑が非常に機能する、3段階目になってくると諦めや失望、無感覚となって廃人になっていく、という内容である。平成24年の日本の無期懲役囚に対する研究報告では、不安定から安定、やや不安定の流れになっていくが、最後の「やや不安定」に至らず、安定のまま推移している人もいる、ということである。これは刑務所内の生活に慣れてきて、一つの行き場にして安定しているのではないか、ということである。このような研究結果も勘案して処遇の問題を考えていく必要がある。

一つの考え方として、減刑手続制度の創設に関し、終身刑から無期懲役刑に減刑されることについて、どの段階、あるいはどの時期から社会復帰のための指導を行うことが必要なのか、これを十分考えていかなければならない。また、終身刑受刑者に対する具体的支援のあり方については、社会の変化の認識のための処遇、社会復帰のための支援者の確保、社会復帰後の支援等をどう考えていくのかが重要である。

6 袴田事件弁護団からの特別報告

死刑廃止の論拠のひとつとして、誤判・冤罪の危険が挙げられます。死刑がひとたび執行されてしまうと取返しがつかず、誤判・冤罪の危険がある以上、死刑は廃止されるべき、ということです。

本シンポジウムにおいて、袴田事件弁護団事務局長の小川秀世弁護士に袴田事件の報告をお願いしました。「袴田事件」とは、1966年6月30日に静岡県清水市（現・静岡市清水区）で発生した強盗殺人放火事件の裁判において、死刑が確定していた袴田巖さんが再審を求めている事件です。日弁連が支援する再審事件でもあります。

本件では、事件から1年2か月経過した1967年8月、味噌工場内の味噌醸造

用タンク内から、多量の血液が付着していた5点の衣類が麻袋に入って発見されました。特に注目されたのが、「5点の衣類」のうちシャツの右肩に付いていた血痕です。袴田さんが事件のとき、右肩に怪我をしていて、シャツの血痕と血液型が一致したことが決め手となり、静岡地裁で袴田さんに死刑判決が言い渡されました。その後、東京高裁は控訴を棄却、最高裁も上告を棄却したため、死刑が確定しました。

2008年4月、弁護団は静岡地裁に第2次再審請求を申し立てました。弁護団の推薦した専門家によるDNA鑑定が行われた結果(本田克也筑波大学教授によるDNA鑑定 以下「本田鑑定」といいます。)、上記の血痕が袴田氏のDNAと一致しないことが判明しました。唯一ともいえる物的証拠の根幹が揺らいだことから、2014年3月27日、静岡地裁は再審開始を決定しました。裁判長は、5点の衣類について「証拠捏造の疑いがある」として捜査機関を批判するとともに、「これ以上拘束を続けることは耐え難いほど正義に反する」として、袴田さんは釈放されました。

しかし、検察官の即時抗告に対して、2018年6月11日、東京高裁は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定を下しました。検察は、静岡地裁が再審開始決定の根拠とした本田鑑定の手法が一般的ではなく、実験そのものが信用できないと主張しつつ、別の専門家の「本田鑑定の手法や結果には疑問がある」とする報告書を提出しました。東京高裁はこの報告などを根拠とし、本田鑑定の科学的原理や有用性に深刻な疑問が存在するとししました。そして、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定を下しました。

これに対し、弁護団は最高裁判所に特別抗告を申し立てました。最高裁は、東京高裁の本田鑑定に対する不適切な説示は否定したものの、試料の変性や劣化などを理由に、本田鑑定の信用性を否定する結論自体については是認しました。しかし、5点の衣類の色に関する味噌漬け実験報告書や専門家意見書の信用性を否定した東京高裁の判断について、その推論の過程に疑問があることや、専門的知見に基づかず否定的評価したことについて、審理が尽くされていない違法があると判断し、全員一致で原決定を取り消した上で、東京高裁に差し戻す旨を決定しました。なお、この5名の裁判官のうち2名の裁判官が、原審に差し戻しをすることなく、さらに進んで最高裁自らが再審開始を決定すべきとする反対意見が付されています。

小川弁護士は、今回の差し戻し決定は、血痕の色のみを根拠としているようだが、それだけで東京高裁の判断を否定することができるのか、随分簡単ではないか、などと疑問を持たれるかもしれない、とされました。その上で、これまでの判決が、

当該5点の衣類を犯行時の着衣と認定した根拠として、①同着衣に血が付着しており、その血液型が被害者の血液型と一致すること、②衣類に損傷があること、③発見場所が犯行現場に近いこと、④1966年7月20日に当該タンクに味噌を仕込んだ後は、同タンクの底部に物を入れることは不可能であること、が挙げられるものの、いずれも決定的な根拠にならない、というご指摘でした。①については、ABO式による血液型の一致は珍しいことではありません。②と③の衣類の損傷や、発見場所が犯行現場に近接していることは、捏造と区別する決定的なメルクマールにはなりません。また、④についても、当該衣類の発見の直前に同タンクの貯蔵量が少なくなっていたという議論は何もなされていない、ということです。このように、そもそも有罪判決の根拠がないに等しく、この程度で犯行着衣だと認定すること自体が間違いだった、というご指摘でした。そして、最高裁は、このことを認識しているからこそ、血の色だけで再審開始が認められることを前提にしている、という見解が示されました。

さらに、小川弁護士は、少数意見が、「確定判決や第一次再審請求審では、5点の衣類が長期間味噌漬けにされたことを当然視したが、その明確な根拠は示されなかった」ということを判示した点が重要である、と指摘されました。もとより、5点の衣類について、長期間味噌漬けにされた具体的根拠がないにもかかわらず有罪の決定的証拠とされたのは、袴田さんに対する偏見が強烈だったことが挙げられる、とされました。また、5点の衣類が犯行着衣でなければ、「捏造された」とまで言わなければならないが、捏造とまで主張して裁判所を説得するには躊躇があったのではないか、そのことも第二次再審まで味噌漬けの期間が議論されなかった要因でないか、などと分析されました。

そして、最高裁が早い時期に本決定が出したのは、最高裁が本件を誤判と認識し、死刑事件の誤判を放っておいていいのかという気持ちがあったのではないかという考えが示されました。

その上で、現在の袴田さんの健康状況から、死刑囚の処遇の問題についても言及されました。そして、袴田さんが無罪にならない限り、この問題は第一歩を踏み出せないと思う、と括られました。

7 平岡秀夫弁護士（元法務大臣）からのスピーチ

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部顧問の平岡秀夫元法務大臣から、スピーチをいただきました。

民主党政権が誕生したときの総選挙の際に作成した政策インデックスに「死刑

存廃と国民的議論を行うとともに、終身刑を検討、仮釈放制度の客観化・透明化を図ります。死刑制度については、死刑存置国は先進国中では日本と米国のみである。EU の加盟条件に死刑廃止がなっているなどの国際的な動向にも注視しながら、死刑の存廃問題だけでなく、当面の執行停止や死刑の告知、執行方法など含めて、国会内外での幅広く議論を継続していきます。」とされており、平岡顧問も法務大臣に就任されたとき、国民的議論を盛り上げようと努めたことが紹介されました。その上で、平岡顧問が法務大臣になられてから10年が過ぎて環境が変わった、日弁連も2016年に福井宣言を発したこと、アメリカではバイデン大統領が死刑廃止を公約に掲げ、アメリカも変わろうとしていること、等が挙げられ、日本の国会議員もまさに政治家として死刑廃止に向けた行動ができる時期が来たと言えるので、是非頑張っていたきたい、と締めくくられました。

8 結語

本シンポジウムは、刑罰制度改革の一環として死刑廃止を考える、という新たな視点からのものでした。名執氏の講演内容からも、特に監獄法改正を契機として、刑罰が懲罰という側面よりも改善更生に大きく舵を切ったことが十分に理解できました。「新自由刑」の創設を契機として、改善更生と決して両立しえない「死刑」という刑罰について、国民的に議論を行うことは、本当に重要であると再認識できました。

また、わが国の死刑制度の国際的な問題点については、当連合会も様々な場面で主張しているところですが、笹倉氏の講演から、この問題点について、より一層理解を深めることができましたと思います。国会議員の方々からも、大変お忙しい中で、力強いスピーチやメッセージを賜りました。死刑廃止には、国会議員の理解が不可欠です。本シンポジウムの成果を一人でも多くの国会議員に拡散していきたいと考えます。

さらに、誤判・冤罪の危険は死刑廃止の論拠となります。この問題についてご関心を示されている国会議員の方もいらっしゃいます。本報告の成果を、今後の活動に活用していきたいと考えます。当連合会は、この成果を今後の活動に活かし、死刑廃止に向けて一步一步進めていきます。多くの皆様のご理解ご支援をお願い申し上げます。

以上